

山口県共同募金助成要綱

1 助成の目的

共同募金は助成を通じ、地域の課題解決を図るとともに、社会の新しい課題を発見し、問題解決の方法を探り、解決を担う活動主体の発見・育成や活動主体間のパートナーシップや活動への住民参加を促進し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して生活を送れるような地域社会づくりに寄与する。

2 助成の種類

山口県共同募金会（以下、「本会」という。）及び山口県共同募金会市町共同募金委員会（以下、「委員会等」という。）は、次の種類の助成を行う。

(1) 県域助成

主に全県的に行われる活動に対し、本会が行う助成（「NHK 歳末たすけあい寄附金」による助成を含む）。

なお、県域助成についての具体的な基準については、本会において別に定める。

(2) 地域助成

主に市町ごとの区域で行われる活動に対し、委員会等が行う助成。

なお、地域助成についての具体的な基準については、委員会等において別に定める。

(3) 地域歳末助成

別に定める歳末たすけあい運動に関わる助成。

なお、地域歳末助成についての具体的な基準については、委員会等において別に定める。

(4) その他の助成

次のものは別に定める規程等に基づき助成する。

(ア) 用途指定寄付金

(イ) 川合福祉基金

(ウ) 社会福祉法第118条に規定する準備金で3年が経過した「準備金取崩金」

その他の寄付金は、県域助成に繰り入れて助成する。

3 助成対象

(1) 助成の対象となる活動について次のとおりとする。

- 地域から孤立をなくすための活動
- 子どもの生活と子育てを支援するための活動
- 障害者の就労と地域生活を支えるための活動
- 高齢者の地域生活を支えるための活動
- 地域福祉を推進するための活動
- 災害対策のための活動
- その他緊急的な福祉課題を解決するための活動
- 更生保護を目的にした活動

また、助成の実施にあたっては、助成を要望する団体の活動計画等を検討し、具体的に用途を指定する。ただし、次の活動は助成の対象としない。

- 当該活動が、営利活動や、政治、宗教等の運動のための手段として行われるもの。
- 助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。
- 介護保険事業として行われるもの。

(2) 助成の対象となる団体

地域福祉の推進を図るための社会福祉活動（以下、「地域福祉活動」という。）および更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者（国及び地方公共団体が設置、若しくは経営し、又はその責任に属するとみなされる者を除く。）で、下記事項に合致する団体を助成対象とする。

- 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること。
- 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること。
- その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと。
- 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること。
- 活動計画、予算、決算等が整備されていること。
- 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること。

(3) 助成の対象となる経費

助成による活動を実施する上で必要な経費を対象とする。

また、活動に伴う管理経費も助成対象に含めることができることとするが、団体の維持・運営のための費用ではなく、あくまでも助成の対象となった活動を実施する上で必要な範囲の経費とする。

ただし、配分委員会が特に認める場合を除き、土地の取得、造成費および助成決定前に支出が行われている経費については助成の対象としない。

4 助成期間

共同募金の助成は、寄付金の募集年度の翌年度末までに助成決定し、助成を行う。

配分委員会等において必要と判断された活動に対しては、複数年度にまたがる継続的助成も実施するが、この場合でも、当該団体の財源面での自立を促すため、あらかじめ助成年限を設定する。なお、継続的助成を実施する場合であっても、助成決定は単年度ごとに実施するものとする。

5 助成の募集

募集にあたっては、募集する活動の内容、対象となる活動・主体、応募方法、審査方法等のルールを明文化した募集要項を作成し、広く住民が閲覧できる方法で周知する。

6 助成の申請

助成の申請は次のとおりとする。

- (1) 県域助成を受けようとする者は、本会が別に定めた募集要項に基づき、申請書を提出しなければならない。
- (2) 地域助成を受けようとする者は、委員会等が別に定めた募集要項に基づき、申請書を提出しなければならない。
- (3) 地域歳末助成の申請については、委員会等が別に定める。

7 助成の審査・決定

(1) 県域助成の決定は、配分委員会で調査、審議の上、理事会及び評議員会の議決を経て決定される。

ただし、地域助成の活動においても、配分委員会が必要と認める場合については、県域助

成として審査・決定できる。

(2) 地域助成及び地域歳末助成の審査・決定方法は、委員会等で別に定める。

(3) 審査・決定にあたっては、寄付者等多様な主体の意見が反映される方法により実施する。

8 助成金の交付

助成金は、原則として助成決定後、交付金申請書に基づき交付する。

9 助成の明示及び情報公開等

助成を受けて活動を実施する団体は、本会または委員会等と事前協議した方法により、その活動が共同募金の助成を受けて実施されていることを明示するとともに、活動の意義・内容・成果を参加者や住民に表示し、説明等を行うなど周知を図るとともに、募金への協力を行うものとする。

10 使途の変更禁止及び計画変更

助成金は、指定された活動及び経費以外に使用してはならない。ただし、やむを得ない事由により使途及び活動計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、書面により本会または委員会等の承認を受けて変更することができる。

11 助成の交付決定の取り消し及び返還

助成を受けた団体が次に該当する場合は、助成金の全部又は一部の決定を取り消し、又は返還させることができる。

(1) 助成対象となった活動を休止または中止した場合

(2) 助成金を指定した活動に使用しない場合

(3) 虚偽または不正の申請をした場合

(4) 助成を受けた年度内に助成対象になった活動ができなくなった場合

(5) 助成対象となった活動経費の経理状況がきわめて不良と認められる場合

(6) その他本会または委員会等の指示に反し不相当と認めた場合

12 助成により取得したものの処分

助成を受けた団体が、解散等により、助成により取得したものを処分する場合は、別に定める規程によるものとする。

13 助成を受けた団体に対する調査・指導の実施

本会及び委員会等は、助成を受けた団体に対して使途報告を求めるとともに、助成の使途に係る範囲で、適時、調査・指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。

山口県共同募金会県域助成に関する基準

1 目的

「山口県共同募金助成要綱」（以下「要綱」という。）2－（1）の規定に基づき、県域助成の具体的な基準を定める。

2 調査・審査方法

「要綱」7－（1）の規定に基づく配分委員会による調査・審査を以下のとおり行う。

- （1）現地調査、ヒアリングを実施する。ただし、それにより難しい場合は書面審査とする。
- （2）評価点による審査を実施する。

3 助成額

- （1）助成額は、活動に必要とされる経費総額の80%以内で上限を200万円とする。

ただし、配分委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

- （2）法人格を持たない団体への助成額は、活動に必要とされる経費総額の80%以内で上限を50万円とする。

ただし、配分委員会が必要と認めた場合にはこの限りではない。

4 助成期間

「要綱」4の規定に加え、次の基準を設ける。

施設・設備の整備、車両の整備・購入に関し、助成を受けて以降、原則として2年間は助成の対象としない。

5 助成財源

県域助成の財源枠については、募金総額から歳末募金を除いた一般募金総額の4割を目安とする。